

○関西医科大学学則

第1章 目的及び使命

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、医学及び看護学及びリハビリテーション学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによつて獨創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢獻し得る医療人を育成するとともに、深く医学及び看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の發展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に次の学部及び学科をおく。

医学部	医学科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部第1・2・3・4学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から11月30日に至る。

3学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

リハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日までに至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業 3月21日から4月10日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては2月15日から3月31日までに至る。

- (6) 夏季休業 7月21日から8月31日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては8月15日から9月30日までに至る。

- (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては12月27日から1月5日までに至る。

ただし、休業日においても、特に授業あるいは試験を行うことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

- 2 前項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日に当たるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1・第2・第3のとおりとする。

第11条 授業科目の単位は、大学設置基準により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によつて行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に第71条に定める当該教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第13条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者は当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第13条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

3 リハビリテーション学においては4年以上在学し、第13条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、理学療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者

- ④ 文部科学大臣が指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第23条 保証人を変更する必要が生じた時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出なければならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のた

め他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第29条 休学期間内にその事由が終つたときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は学医の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行つた時は、当該教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となつた者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号の1に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条に定める在学年限をこえた者

(3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとす

る。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次の通りとする。

医学部医学科 入学定員 収容定員

※別表7に定める

看護学部看護学科 入学定員 100名 収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名 収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名 収容定員 160名

第12章 専攻生

第41条 本学において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させる。

第42条 専攻生となり得る者は下記の各号の1に当たることを要する。

- (1) 医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 旧専門学校令（明治36年勅令第62号）による医学専門学校を卒業した者
- (3) (1)(2)項と同等以上の学力があると認められた者

第43条 専攻生となろうとする者は、入学願書（本学所定のもの）に次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業証明書

第44条 専攻生としての入学を願い出た者に対しては、医学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第45条 専攻生の入学期日は、その研究科目担任教授の意見によつて学長がこれを指定する。

第46条 専攻生の研究期間は1カ年とする。ただし、これを延長することができる。

第47条 専攻生を退こうとするときは、学長に願出なければならない。

第48条 専攻生は在学中専心研究に従事し、学長の許可なくして他の業務に従事することはできない。

第49条 専攻生の指導は学長の指定した教授が担任する。

第50条 専攻生は研究料として1カ年毎に金30万円を納入しなければならない。ただし、特別の事情ある者に対しては、学長は医学部教授会の議を経て研究料を免除することがある。

2 納入の期日は入学許可の日から1カ月以内とする。爾後毎年これに従う。

3 既納の研究料は如何なる事由があつても返還しない。

第51条 専攻生は担任教授の許可なくして備付機械器具薬品等を使用することができない。

第52条 研究に要する材料薬品等の購入に要する費用は専攻生の負担とする。

第53条 専攻生で研究の実なしと認められるときは、医学部教授会の議を経て、学長はこれに退学を命ずることがある。

第54条 専攻生について、この章に定めるものの外、学生に関する規定を準用する。

第13章 委託生、聴講生及び外国人学生

第55条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第56条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第57条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第14章 公開講座

第58条 本学に公開講座を設けることがある。

第15章 学生の補導及び厚生

第59条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第16章 学生心得

第60条 学生心得は別にこれを定める。

第17章 職員組織

第61条 本学に学長をおく。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規程は別に定める。

第62条 本学に副学長をおく。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第63条 医学部に学部長をおき、学長をもつてこれに充てる。

2 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。

- 3 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。
- 4 リハビリテーション学部に学部長をおく。リハビリテーション学部長選考規程は別に定める。
- 5 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する公務をつかさどる。

第64条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第65条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第66条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第18章 大学院

第67条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

第19章 附属施設

第68条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第69条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第70条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第71条 本学に附属看護専門学校を設ける。その規定は別に定める。

第20章 教授会

第72条 医学部及び看護学部及びリハビリテーション学部にそれぞれ教授を以つて組織する教授会をおく。

第73条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

第74条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定、改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 専攻生に関する事項
- (8) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (9) 学生の補導及び厚生に関する事項

(10) 大学諮問会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項

(11) その他学長の諮問する事項

第75条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第76条 教授会規程は別に定める。

第21章 大学諮問会議

第77条 本学の医学部及び看護学部及びリハビリテーション学部に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議をおく。

2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

第22章 学則の改廃

第78条 学則の改廃は、教授会及び大学諮問会議の議を経て、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年9月3日から施行する。

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

本学則は、昭和45年9月1日から施行する。

本学則は、昭和46年3月25日から施行する。

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。ただし、第46条の改正は昭和51年4月1日から施行する。

本学則は、昭和58年1月1日から施行する。ただし、第57条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者が、ひきつづいて研究期間を継続延長する場合は、なお従前の規定による。

本学則は、昭和61年4月8日から施行する。

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定の適用に当たっては、施行日前に在籍する者については、昭和65年4月1日から適用する。

本学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成5年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成6年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成7年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 1 平成6年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成7年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成8年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成9年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

- 5 平成10年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第3の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、別表第4に係る改正規定の適用は、平成11年度入学者からとする。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第4の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年4月1日に第4学年、第5学年および第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条および第34条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第25条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までに医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 医学部単位表

科目 区分	科目名	受講学年及び単位数							必修・選択の 別	
		第1学 年	第2学 年	第3学 年	第4学 年	第5学 年	第6学 年	計		
ユニ ット	生体の構造と 機能	A1	6						6	必修
		B1	2						2	必修
		B2		2					2	必修
		C1	4						4	必修
		C2		8					8	必修
		P1	1						1	必修
		P2a		2					2	必修
		P2b		4					4	必修
		P2c		1					1	必修
		P2d		2					2	必修
	理工学からみ た医療・医学	A1	3						3	必修
		B3			1.5				1.5	必修
		P1	1						1	必修
	人間と社会	A1	4						4	必修
		A2		1					1	必修
		A4				7.5			7.5	必修
		P1a	1						1	必修
		P1b	1						1	必修
		4				1			1	必修

医療プロフェ ッショナルの 実践	A1	2					2	必修
	A2		1				1	必修
	A3			1			1	必修
医学英悟	A1	6					6	必修
	A2		2				2	必修
健康科学	A1	3					3	必修
リベラルアー ツセミナー	A1	2					2	セミナーサブ ユニットより 2科目以上を 選択必修
臨床実習入門	P1a	0.5					0.5	必修
	P1b	0.5					0.5	必修
	P2		0.5				0.5	必修
	P3			0.5			0.5	必修
	P4a				2.5		2.5	必修
	P4b				1		1	必修
	P4c				2		2	必修
LPBL	A1	2					2	必修
	A2		2				2	必修
	A3			2			2	必修
病因と病態	A2		3				3	必修
感染と生体防 御	A2		7				7	必修
	P2		1				1	必修
リサーチマイ ンドの実践	A1	1					1	必修
	A2		1				1	必修
	P3			3			3	必修
地域医療の実 践	A1	1					1	必修
	A2		1				1	必修
	A3			1			1	必修
	P4				1		1	必修

臓器 別系 統別 コー ス	内科総論			2			2	必修
	外科総論			3			3	必修
	放射線診断学			2			2	必修
	呼吸器			3			3	必修
	感染症			3			3	必修
	循環器			5			5	必修
	腎尿路			3			3	必修
	消化器			6			6	必修
	血液・移植			3			3	必修
	臨床腫瘍学			2			2	必修
	神経			5			5	必修
	免疫・膠原病・アレルギー			4			4	必修
	内分泌・代謝			4			4	必修
	臓器再建外科・再生医療			4			4	必修
	運動器			3			3	必修
	リハビリテーション・地域包括医療			2			2	必修
	救急・中毒			3			3	必修
	麻酔・集中治療				3		3	必修
	眼・視覚				3		3	必修
	耳鼻咽喉・頭頸部外科				3		3	必修
	皮膚				3		3	必修
	精神・行動				4		4	必修
	全人的医療・行動科学				4		4	必修
	周産期・生殖器				4		4	必修
	小児の成長・発達				4		4	必修

	症候論				3		3	必修
臨床 実習	内科学(1)				1.5		1.5	必修
	内科学(2)				1.5		1.5	必修
	内科学(3)				1.5		1.5	必修
	心療内科学				1		1	必修
	神経内科学				1		1	必修
	精神神経科学				2		2	必修
	小児科学				2		2	必修
	外科学				2		2	必修
	心臓血管外科学				1		1	必修
	呼吸器外科学				1		1	必修
	脳神経外科学				1		1	必修
	整形外科				1		1	必修
	リハビリテーション 医学				1		1	必修
	形成外科学				1		1	必修
	皮膚科学				1		1	必修
	腎泌尿器外科学				1		1	必修
	眼科学				1		1	必修
	耳鼻咽喉科・頭頸部 外科学				1		1	必修
	放射線科学				1		1	必修
	産科学・婦人科学				2		2	必修
	麻酔科学				1		1	必修
	臨床病理学				1		1	必修
	救急医学				1		1	必修
	選択制臨床実習				6	12	18	選択必修
	自由選択制臨床実習					6	6	選択必修 (6単位修得)

まとめの講義						6.5	6.5	必修
合計	41	38.5	66	46	34.5	24.5	250.5	

リベラルアーツセミナーA1 各セミナーサブユニット

選択	数理リテラシーセミナー	統計学セミナー	光学の基礎セミナー
必修	機械学習・AI入門セミナー	食品・栄養化学セミナー	生物化学セミナー
領域	時間生物学セミナー	運動生理実践セミナー	スポーツ医学セミナー
	フィットネスセミナー	プレゼンテーションセミナー	英語リスニングセミナー
	カウンセリング&コーチングセミナー	記憶の心理学セミナー	知的活動の技法セミナー
	日本語辞書入門セミナー		
選択	コンピュータ利用法演習セミナー	物理学演習セミナー	生体の構造と機能演習セミナー
領域			
	地域医療の実践セミナー	基礎医学セミナー	日本近代医学史セミナー
	医療経済学セミナー	医療社会学セミナー	国際保健セミナー
	フランスセミナー		

(計26セミナー)

注) カリキュラム改定に伴い、変更になる可能性があります。

別表第2

看護学部単位数

科目名	単位数	必修・選択の別
英語Ⅰ	2	
英語Ⅱ	2	
英語Ⅲ	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
表現とコミュニケーション	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	
フランス語	2	

芸術論	2	選択
哲学	2	選択
基礎ゼミ	2	
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	1	選択
経営学	1	
情報処理技術	1	
情報活用論	1	
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害Ⅰ	2	
病態生理学／機能障害Ⅱ	2	
疾病論	2	
障がい論	1	
診断治療論	2	
薬理学	2	
医療人ガイダンス	1	
家族社会学	2	
公衆衛生学	2	
疫学	1	
社会福祉・社会保障論	2	
精神保健	2	2科目より1科目選択必修
臨床心理学	2	

保健行政論	2	
看護概論	1	
看護と倫理	1	
ヘルスアセスメント	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
生活機能学	2	
生活者について学ぶ	2	
生活者援助論	2	
看護システム論	2	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
地域生活看護学	1	
地域生活援助論	1	
地域生活援助論演習	1	
地域生活援助論実習 I	1	
地域生活援助論実習 II	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習	2	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習 I	1	
精神看護論実習 II	1	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	

成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
成人生活援助論実習	3	
成人治療看護論実習	3	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
老年生活援助論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
災害看護論	1	3科目より1科目選択必修
看護政策	1	
看護教育	1	
看護研究法Ⅰ	1	
看護研究法Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅰ	2	
生活看護論実習Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅲ	2	
生活看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	3	
助産概論	1	
助産診断・技術論	2	
助産診断・技術演習	2	
助産管理	2	
助産実習	8	
計97科目	計170単位	計130単位 (助産師コース選択のものは計145単位)

別表第3

リハビリテーション学部単位数

【理学療法学科】

科目名	単位数	必修・選択の別
物理	1	
生物	1	2科目より1科目選択必修
化学	1	
基礎ゼミ	1	
心理学	1	
倫理学	1	
中国語	1	3科目より1科目選択必修
韓国語	1	
フランス語	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	選択
研究方法論	1	
健康科学	1	
教育学	1	
哲学	1	3科目より1科目選択必修
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学Ⅰ	2	
解剖学Ⅱ	2	
生理学Ⅰ	2	
生理学Ⅱ	2	

人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学Ⅰ	2	
運動学Ⅱ	2	
臨床心理学	1	
臨床神経学Ⅰ	1	
臨床神経学Ⅱ	1	
小児科学	1	
内科学Ⅰ	1	
内科学Ⅱ	1	
整形外科Ⅰ	1	
整形外科Ⅱ	1	
画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	
がんリハビリテーション学	1	
チーム医療演習	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	

理学療法概論	1	
作業療法概論	1	選択自由科目
理学療法研究論	1	
先端研究演習Ⅰ	1	
先端研究演習Ⅱ	1	
理学療法総合演習	2	
卒業研究	1	
認知症に対する作業療法	1	選択自由科目
スポーツと作業療法	1	選択自由科目
神経発達症と作業療法	1	選択自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	選択自由科目
理学療法評価学	2	
理学療法評価学演習Ⅰ	2	
理学療法評価学演習Ⅱ	1	
画像評価学演習	1	
身体機能解析学演習	1	
理学療法管理学	2	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
運動療法学	2	
呼吸循環代謝理学療法学	2	
運動器理学療法学	2	
小児理学療法学	2	
リハビリテーション工学	1	
物理療法学	1	
物理療法学演習	1	
リハビリテーション工学演習	1	
技師装具学	1	
技師装具学演習	1	
呼吸循環代謝理学療法学演習	1	

運動器理学療法学演習	1	
神経理学療法学	3	
神経理学療法学演習	1	
スポーツリハビリテーション学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	
地域理学療法学	1	
地域理学療法学演習	1	
高齢者理学療法学	2	
理学療法特倫	1	
臨床見学実習	1	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
臨床評価実習	4	
総合臨床実習Ⅰ	7	
総合臨床実習Ⅱ	8	
計102科目	計136単位	計124単位

【作業療法学科】

科目名	単位数	必修・選択の別
生物	1	
物理	1	2科目より1科目選択必修
化学	1	
基礎ゼミ	1	
心理学	1	
倫理学	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
中国語	1	3科目より1科目選択必修
韓国語	1	
フランス語	1	

グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	
研究方法論	1	
健康科学	1	
教育学	1	
哲学	1	3科目より1科目選択必修
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学Ⅰ	2	
解剖学Ⅱ	2	
生理学Ⅰ	2	
生理学Ⅱ	2	
人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学Ⅰ	2	
運動学Ⅱ	2	
臨床神経学Ⅰ	1	
臨床神経学Ⅱ	1	
小児科学	1	
内科学Ⅰ	1	
内科学Ⅱ	1	
整形外科学Ⅰ	1	
整形外科学Ⅱ	1	
画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	

がんリハビリテーション学	1	
チーム医療演習	1	
臨床心理学	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	
作業療法概論	1	
理学療法概論	1	
基礎作業学	1	
作業療法評価学概論	1	
作業療法研究論	1	
基礎作業学実習Ⅰ	2	
基礎作業療実習Ⅱ	2	
作業療法研究演習Ⅰ	1	
作業療法研究演習Ⅱ	1	
作業療法管理運営学Ⅰ	1	
作業療法管理運営学Ⅱ	1	
作業療法総合演習	1	
卒業研究	1	
認知症に対する作業療法	1	選択自由科目
神経発達症と作業療法	1	選択自由科目

スポーツと作業療法	1	選択自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	選択自由科目
身体障害系作業療法評価学・演習	2	
精神障害作業療法評価学・演習	2	
発達障害作業療法評価学・演習	2	
画像評価学演習	1	
高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
リハビリテーション工学	1	
技師装具学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	
スポーツリハビリテーション学	1	選択
発達障害作業療法治療学	2	
身体障害系作業療法治療学	2	
精神障害作業療法治療学	2	
精神障害作業療法演習	1	
高次脳機能障害作業療法演習	1	
身体障害系作業療法演習	1	
発達障害作業療法演習	1	
高齢期・内部障害作業療法学 I	2	
運動器疾患作業療法演習	1	
住環境学	1	
就労・就学支援論	1	2科目より1科目選択必修
在宅支援論	1	
地域作業療法学	2	
臨床見学実習	1	
臨床評価実習	3	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
総合臨床実習 I	9	

総合臨床実習Ⅱ	9	
理学療法特論	1	
計104科目	計140単位	計127単位

別表第4

教室、講座及び領域

教室	数学、物理学、化学、生物学、心理学、英語、健康科学
講座	解剖学講座、生理学講座、医化学講座、薬理学講座、実験病理学講座、微生物学講座、iPS・幹細胞再生医学講座、iPS・幹細胞応用医学講座、衛生・公衆衛生学講座、法医学講座、内科学第一講座、内科学第二講座、内科学第三講座、心療内科学講座、神経内科学講座、精神神経科学講座、小児科学講座、外科学講座、心臓血管外科学講座、呼吸器外科学講座、脳神経外科学講座、整形外科学講座、リハビリテーション医学講座、形成外科学講座、皮膚科学講座、腎泌尿器外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、放射線科学講座、産科学・婦人科学講座、麻酔科学講座、臨床病理学講座、救急医学講座

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性（助産）看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

別表第5

授業料、実験実習費及び施設整備費

医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円
施設設備費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円

施設設備費（次年度以降）	1,100,000円	550,000円	550,000円
--------------	------------	----------	----------

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,100,000円	550,000円	550,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

リハビリテーション学部

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,000,000円	500,000円	500,000円
実験実習費（入学年度）	60,000円	30,000円	30,000円
実験実習費（次年度以降）	60,000円	30,000円	30,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第6

入学金及びその他の納入金

医学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	1,000,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
教育充実費（次学年度以降）	500,000円	250,000円	250,000円

看護学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	200,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
教育充実費（次学年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

リハビリテーション学部

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	300,000円	—	—
施設設備費（入学年度）	400,000円	200,000円	200,000円

施設設備費（次学年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円
---------------	----------	----------	----------

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第7

学部	入学定員	収容定員
医学部	110	660

別表第8

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	122	122	110	110	110	110	110
収容定員	697	707	705	698	691	684	672

変 更 の 事 由 書

1. 令和3年4月1日付で、本学にリハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科を開設することに伴い、大学学則に既存の医学部医学科及び看護学部看護学科に加え、リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科の設置他、当該学部に関する条文を追加、変更する。

以上

関西医科大学学則（昭和35年種別なし）新旧対照表

改正後（案）	現行								
<p>○関西医科大学学則</p> <p>第1章 目的及び使命</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、医学、看護学及びリハビリテーション学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによつて獨創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢獻し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の發展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。</p> <p>第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。</p> <p>第2章 組織、修業年限及び在学年限</p> <p>第3条 本学に次の学部及び学科をおく。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">医学部</td> <td>医学科</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション学部</td> <td>理学療法学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>作業療法学科</td> </tr> </table> <p>第4条 医学部の修業年限は6年とする。</p>	医学部	医学科	看護学部	看護学科	リハビリテーション学部	理学療法学科		作業療法学科	<p>○関西医科大学学則</p> <p>第1章 目的及び使命</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、医学及び看護学の理論と實際を教授し、研究することを目的とする。これによつて獨創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢獻し得る医療人を育成するとともに、深く医学及び看護学を研究し、広く文化の發展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。</p> <p>第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。</p> <p>2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。</p> <p>第2章 組織、修業年限及び在学年限</p> <p>第3条 本学に医学部医学科及び看護学部看護学科をおく。</p> <p>第4条 医学部の修業年限は6年とする。</p>
医学部	医学科								
看護学部	看護学科								
リハビリテーション学部	理学療法学科								
	作業療法学科								

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部第1・2・3・4学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から11月30日に至る。

3学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

リハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部第1・2・3・4学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から11月30日に至る。

3学期 12月1日から翌年3月31日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業 3月21日から4月10日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては2月15日から3月31日に至る。

- (6) 夏季休業 7月21日から8月31日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては8月15日から9月30日に至る。

- (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日に至る。

ただし、リハビリテーション学部においては12月27日から1月5日に至る

ただし、休業日においても、特に授業あるいは試験を行うことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

2 前項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日にかかるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業 3月21日から4月10日に至る。

- (6) 夏季休業 7月21日から8月31日に至る。

- (7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日に至る。

ただし、休業日においても、特に授業あるいは試験を行うことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

2 前項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日にかかるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1・第2・第3のとおりとする。

第11条 授業科目の単位は、大学設置基準により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合には、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によつて行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に第71条に定める当該教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1・第2のとおりとする。

第11条 授業科目の単位は、大学設置基準により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合には、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第3のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によつて行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に第71条に定める当該教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第13条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者は当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第13条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

3 リハビリテーション学部においては4年以上在学し、第13条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、理学療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

第16条 医学部においては6年以上在学し、第13条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者は当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第13条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者は、当該教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

第7章 入学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- ④ 文部科学大臣が指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行つた上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うも

- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- ④ 文部科学大臣が指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行つた上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うも

のとする。

第23条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出ねばならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

のとする。

第23条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出ねばならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第29条 休学期間内にその事由が終つたときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は学医の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行つた時は、当該教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

第29条 休学期間内にその事由が終つたときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は学医の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行つた時は、当該教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となつた者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号の1に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条に定める在学年限をこえた者

(3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次の通りとする。

医学部医学科	入学定員	収容定員
--------	------	------

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となつた者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号の1に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条に定める在学年限をこえた者

(3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第4のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 医学部の入学定員及び収容定員は、別表第6のとおりとする。

*別表第7に定める

看護学部看護学科 入学定員 100名 収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名 収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名 収容定員 160名

第12章 専攻生

第41条 本学において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させる。

第42条 専攻生となり得る者は下記の各号の1に当ることを要する。

- (1) 医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 旧専門学校令（明治36年勅令第62号）による医学専門学校を卒業した者
- (3) (1)(2)項と同等以上の学力があると認められた者

第43条 専攻生となろうとする者は、入学願書（本学所定のもの）に次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業証明書

第44条 専攻生としての入学を願い出た者に対しては、医学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

2 看護学部の入学定員は100名収容定員400名とする。

第12章 専攻生

第41条 本学において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させる。

第42条 専攻生となり得る者は下記の各号の1に当ることを要する。

- (1) 医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 旧専門学校令（明治36年勅令第62号）による医学専門学校を卒業した者
- (3) (1)(2)項と同等以上の学力があると認められた者

第43条 専攻生となろうとする者は、入学願書（本学所定のもの）に次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業証明書

第44条 専攻生としての入学を願い出た者に対しては、医学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第45条 専攻生の入学期日は、その研究科目担任教授の意見によつて学長がこれを指定する。

第46条 専攻生の研究期間は1カ年とする。ただし、これを延長することができる。

第47条 専攻生を退こうとするときは、学長に願出なければならない。

第48条 専攻生は在学中専心研究に従事し、学長の許可なくして他の業務に従事することはできない。

第49条 専攻生の指導は学長の指定した教授が担任する。

第50条 専攻生は研究料として1カ年毎に金30万円を納入しなければならない。ただし、特別の事情ある者に対しては、学長は医学部教授会の議を経て研究料を免除することがある。

2 納入の期日は入学許可の日から1カ月以内とする。爾後毎年これに従う。

3 既納の研究料は如何なる事由があつても返還しない。

第51条 専攻生は担任教授の許可なくして備付機械器具薬品等を使用することができない。

第52条 研究に要する材料薬品等の購入に要する費用は専攻生の負担とする。

第53条 専攻生で研究の実なしと認められるときは、医学部教授会の議を経て、学長はこれに退学を命ずることがある。

第54条 専攻生について、この章に定めるものの外、学生に関する規定

第45条 専攻生の入学期日は、その研究科目担任教授の意見によつて学長がこれを指定する。

第46条 専攻生の研究期間は1カ年とする。ただし、これを延長することができる。

第47条 専攻生を退こうとするときは、学長に願出なければならない。

第48条 専攻生は在学中専心研究に従事し、学長の許可なくして他の業務に従事することはできない。

第49条 専攻生の指導は学長の指定した教授が担任する。

第50条 専攻生は研究料として1カ年毎に金30万円を納入しなければならない。ただし、特別の事情ある者に対しては、学長は医学部教授会の議を経て研究料を免除することがある。

2 納入の期日は入学許可の日から1カ月以内とする。爾後毎年これに従う。

3 既納の研究料は如何なる事由があつても返還しない。

第51条 専攻生は担任教授の許可なくして備付機械器具薬品等を使用することができない。

第52条 研究に要する材料薬品等の購入に要する費用は専攻生の負担とする。

第53条 専攻生で研究の実なしと認められるときは、医学部教授会の議を経て、学長はこれに退学を命ずることがある。

第54条 専攻生について、この章に定めるものの外、学生に関する規定

を準用する。

第13章 委託生、聴講生及び外国人学生

第55条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第56条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第57条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第14章 公開講座

第58条 本学に公開講座を設けることがある。

第15章 学生の補導及び厚生

第59条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第16章 学生心得

第60条 学生心得は別にこれを定める。

第17章 職員組織

第61条 本学に学長をおく。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 学長選考規程は別に定める。

第62条 本学に副学長をおく。

- 2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長に関する規程は別に定める。

第63条 医学部に学部長をおき、学長をもつてこれに充てる。

を準用する。

第13章 委託生、聴講生及び外国人学生

第55条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第56条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第57条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第14章 公開講座

第58条 本学に公開講座を設けることがある。

第15章 学生の補導及び厚生

第59条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第16章 学生心得

第60条 学生心得は別にこれを定める。

第17章 職員組織

第61条 本学に学長をおく。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 学長選考規程は別に定める。

第62条 本学に副学長をおく。

- 2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長に関する規程は別に定める。

第63条 医学部に学部長をおき、学長をもつてこれに充てる。

- 2 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。
- 3 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。
- 4 リハビリテーション学部に学部長をおく。リハビリテーション学部長選考規程は別に定める。
- 5 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第64条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第65条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第66条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第18章 大学院

第67条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

第19章 附属施設

第68条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第69条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第70条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

- 2 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。
- 3 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第64条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第65条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第66条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第18章 大学院

第67条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

第19章 附属施設

第68条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第69条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第70条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第71条 本学に附属看護専門学校を設ける。その規定は別に定める。

第20章 教授会

第72条 医学部、看護学部及びリハビリテーション学部にそれぞれ教授を以つて組織する教授会をおく。

第73条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

第74条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定、改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 専攻生に関する事項
- (8) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (9) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (10) 大学諮問会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (11) その他学長の諮問する事項

第75条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議

第71条 本学に附属看護専門学校を設ける。その規定は別に定める。

第20章 教授会

第72条 医学部及び看護学部にそれぞれ教授を以つて組織する教授会をおく。

第73条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

第74条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定、改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 専攻生に関する事項
- (8) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (9) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (10) 大学諮問会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (11) その他学長の諮問する事項

第75条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議

し、意見を述べるものとする。

第76条 教授会規程は別に定める。

第21章 大学諮問会議

第77条 本学の医学部、看護学部及びリハビリテーション学部に共通する事項を審議または協議するために、大学諮問会議をおく。

2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

第22章 学則の改廃

第78条 学則の改廃は、教授会及び大学諮問会議の議を経て、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年9月3日から施行する。

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

本学則は、昭和45年9月1日から施行する。

本学則は、昭和46年3月25日から施行する。

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。ただし、第46条の改正は昭和51年4月1日から施行する。

し、意見を述べるものとする。

第76条 教授会規程は別に定める。

第21章 大学諮問会議

第77条 本学の医学部及び看護学部に通ずる事項を審議または協議するために、大学諮問会議をおく。

2 大学諮問会議の組織・運営等に関する事項は、別に定める。

第22章 学則の改廃

第78条 学則の改廃は、教授会及び大学諮問会議の議を経て、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

本学則は、昭和43年9月3日から施行する。

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

本学則は、昭和45年9月1日から施行する。

本学則は、昭和46年3月25日から施行する。

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、なお従前の規定による。

本学則は、昭和50年11月16日から施行する。ただし、第46条の改正は昭和51年4月1日から施行する。

本学則は、昭和58年1月1日から施行する。ただし、第57条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者が、ひきつづいて研究期間を継続延長する場合は、なお従前の規定による。

本学則は、昭和61年4月8日から施行する。

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、昭和65年4月1日から適用する。

本学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成5年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別

本学則は、昭和58年1月1日から施行する。ただし、第57条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者が、ひきつづいて研究期間を継続延長する場合は、なお従前の規定による。

本学則は、昭和61年4月8日から施行する。

本学則は、昭和62年3月1日から施行する。

本学則は、昭和62年5月1日から施行する。

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定の適用に当つては、施行日前に在籍する者については、昭和65年4月1日から適用する。

本学則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成5年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別

表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成6年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成7年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

1 平成6年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成7年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成8年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従

表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成6年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成7年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

1 平成6年4月1日に、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成7年4月1日に、第3学年、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成8年4月1日に、第4学年、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

前の例による。

- 4 平成9年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成10年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第4の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、別表第5に係る改正規定の適用は、平成11年度入学者からとする。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

る。

- 4 平成9年4月1日に、第5学年及び第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成10年4月1日に、第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第3の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、別表第4に係る改正規定の適用は、平成11年度入学者からとする。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第4の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年4月1日に第4学年、第5学年および第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2、別表第3及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第35条に規定する別表第3の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年4月1日に第4学年、第5学年および第6学年になつた者にかかる進学課程及び専門課程並びに卒業の要件は、改正後の学則別表第1、別表第2及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条および第34条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条および第34条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第25条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第8の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までに医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 医学部単位表

【別記1 参照】

リベラルアーツセミナーA1 各セミナーサブユニット

【別記2 参照】

(計26セミナー)

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第25条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までに医学部医学科の入学定員及び収容定員は、別表第8のとおりとする。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 医学部単位表

【別記1 参照】

リベラルアーツセミナーA1 各セミナーサブユニット

【別記2 参照】

(計26セミナー)

注) カリキュラム改定に伴い、変更になる可能性があります。

別表第2

看護学部単位数

【別記3 参照】

別表第3

リハビリテーション学部単位数

【別記4 参照】

別表第4

教室、講座及び領域

【別記5 参照】

【別記6 参照】

別表第5

授業料、実験実習費及び施設整備費

医学部

【別記7 参照】

看護学部

【別記8 参照】

リハビリテーション学部

【別記9 参照】

注) カリキュラム改定に伴い、変更になる可能性があります。

別表第2

看護学部単位数

【別記3 参照】

別表第3

教室、講座及び領域

【別記4 参照】

【別記5 参照】

別表第4

授業料、実験実習費及び施設整備費

医学部

【別記6 参照】

看護学部

【別記7 参照】

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第6

入学金及びその他の納入金

医学部

【別記10 参照】

看護学部

【別記11 参照】

リハビリテーション学部

【別記12 参照】

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第7

【別記13 参照】

別表第8

【別記14 参照】

(注)

後期納入期限 10月末日

後期納入期限 10月末日

別表第5

入学金及びその他の納入金

医学部

【別記8 参照】

看護学部

【別記9 参照】

(注)

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

別表第6

【別記10 参照】

別表第7

【別記11 参照】

【別記1】

改正後（案）

科目区分	科目名		受講学年及び単位数						必修・選択の別	
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年		計
ユニット	生体の構造と機能	A1	6						6	必修
		B1	2						2	必修
		B2		2					2	必修
		C1	4						4	必修
		C2		8					8	必修
		P1	1						1	必修
		P2a		2					2	必修
		P2b		4					4	必修
		P2c		1					1	必修
		P2d		2					2	必修
	理工学からみた医療・医学	A1	3						3	必修
		B3			1.5				1.5	必修
		P1	1						1	必修
	人間と社会	A1	4						4	必修
A2			1					1	必修	

	A4				7.5		7.5	必修
	P1a	1					1	必修
	P1b	1					1	必修
	4				1		1	必修
医療プロフェッショナル の実践	A1	2					2	必修
	A2		1				1	必修
	A3			1			1	必修
医学英悟	A1	6					6	必修
	A2		2				2	必修
健康科学	A1	3					3	必修
リベラルアーツセミナー	A1	2					2	セミナーサブユニット より2科目以上を選択 必修
臨床実習入門	P1a	0.5					0.5	必修
	P1b	0.5					0.5	必修
	P2		0.5				0.5	必修
	P3			0.5			0.5	必修
	P4a				2.5		2.5	必修
	P4b				1		1	必修
	P4c				2		2	必修

	LPBL	A1	2					2	必修
		A2		2				2	必修
		A3			2			2	必修
	病因と病態	A2		3				3	必修
	感染と生体防御	A2		7				7	必修
		P2		1				1	必修
	リサーチマインドの実践	A1	1					1	必修
		A2		1				1	必修
		P3			3			3	必修
	地域医療の実践	A1	1					1	必修
		A2		1				1	必修
		A3			1			1	必修
		P4				1		1	必修
臓器別	内科総論				2			2	必修
系統別	外科総論				3			3	必修
コース	放射線診断学				2			2	必修
	呼吸器				3			3	必修
	感染症				3			3	必修
	循環器				5			5	必修
	腎尿路				3			3	必修

消化器			6			6	必修
血液・移植			3			3	必修
臨床腫瘍学			2			2	必修
神経			5			5	必修
免疫・膠原病・アレルギー			4			4	必修
内分泌・代謝			4			4	必修
臓器再建外科・再生医療			4			4	必修
運動器			3			3	必修
リハビリテーション・地域包括医療			2			2	必修
救急・中毒			3			3	必修
麻酔・集中治療				3		3	必修
眼・視覚				3		3	必修
耳鼻咽喉・頭頸部外科				3		3	必修
皮膚				3		3	必修
精神・行動				4		4	必修
全人的医療・行動科学				4		4	必修
周産期・生殖器				4		4	必修
小児の成長・発達				4		4	必修
症候論				3		3	必修

臨床実 習	内科学(1)					1.5	1.5	必修
	内科学(2)					1.5	1.5	必修
	内科学(3)					1.5	1.5	必修
	心療内科学					1	1	必修
	神経内科学					1	1	必修
	精神神経科学					2	2	必修
	小児科学					2	2	必修
	外科学					2	2	必修
	心臓血管外科学					1	1	必修
	呼吸器外科学					1	1	必修
	脳神経外科学					1	1	必修
	整形外科					1	1	必修
	リハビリテーション医学					1	1	必修
	形成外科学					1	1	必修
	皮膚科学					1	1	必修
	腎泌尿器外科学					1	1	必修
	眼科学					1	1	必修
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学					1	1	必修
放射線科学					1	1	必修	
産科学・婦人科学					2	2	必修	

	麻酔科学					1		1	必修
	臨床病理学					1		1	必修
	救急医学					1		1	必修
	選択制臨床実習					6	12	18	選択必修
	自由選択制臨床実習						6	6	選択必修 (6単位修得)
まとめの講義							6.5	6.5	必修
合計		41	38.5	66	46	34.5	24.5	250.5	

現行

科目区分	科目名	受講学年及び単位数							必修・選択の別	
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計		
ユニット	生体の構造と機能	A1	6						6	必修
		B1	2						2	必修
		B2		2					2	必修
		C1	4						4	必修
		C2		8					8	必修
		P1	1						1	必修
		P2a		2					2	必修
		P2b		4					4	必修

	P2c		1				1	必修
	P2d		2				2	必修
理工学からみた医療・医学	A1	3					3	必修
	B3			1.5			1.5	必修
	P1	1					1	必修
人間と社会	A1	4					4	必修
	A2		1				1	必修
	A4				7.5		7.5	必修
	P1a	1					1	必修
	P1b	1					1	必修
	4					1		1
医療プロフェッショナルの 実践	A1	2					2	必修
	A2		1				1	必修
	A3			1			1	必修
医学英悟	A1	6					6	必修
	A2		2				2	必修
健康科学	A1	3					3	必修
リベラルアーツセミナー	A1	2					2	セミナーサブユニット より2科目以上を選択 必修

臨床実習入門	P1a	0.5					0.5	必修
	P1b	0.5					0.5	必修
	P2		0.5				0.5	必修
	P3			0.5			0.5	必修
	P4a				2.5		2.5	必修
	P4b					1	1	必修
	P4c					2	2	必修
LPBL	A1	2					2	必修
	A2		2				2	必修
	A3			2			2	必修
病因と病態	A2		3			3	必修	
感染と生体防御	A2		7				7	必修
	P2		1				1	必修
リサーチマインドの実践	A1	1					1	必修
	A2		1				1	必修
	P3			3			3	必修
地域医療の実践	A1	1					1	必修
	A2		1				1	必修
	A3			1			1	必修
	P4				1		1	必修

臓器別 系統別 コース	内科総論			2			2	必修
	外科総論			3			3	必修
	放射線診断学			2			2	必修
	呼吸器			3			3	必修
	感染症			3			3	必修
	循環器			5			5	必修
	腎尿路			3			3	必修
	消化器			6			6	必修
	血液・移植			3			3	必修
	臨床腫瘍学			2			2	必修
	神経			5			5	必修
	免疫・膠原病・アレルギー			4			4	必修
	内分泌・代謝			4			4	必修
	臓器再建外科・再生医療			4			4	必修
	運動器			3			3	必修
	リハビリテーション・地域包括医療			2			2	必修
	救急・中毒			3			3	必修
	麻酔・集中治療					3		3
眼・視覚					3		3	必修

	耳鼻咽喉・頭頸部外科				3		3	必修
	皮膚				3		3	必修
	精神・行動				4		4	必修
	全人的医療・行動科学				4		4	必修
	周産期・生殖器				4		4	必修
	小児の成長・発達				4		4	必修
	症候論				3		3	必修
臨床実習	内科学(1)					1.5	1.5	必修
	内科学(2)					1.5	1.5	必修
	内科学(3)					1.5	1.5	必修
	心療内科学					1	1	必修
	神経内科学					1	1	必修
	精神神経科学					2	2	必修
	小児科学					2	2	必修
	外科学					2	2	必修
	心臓血管外科学					1	1	必修
	呼吸器外科学					1	1	必修
	脳神経外科学					1	1	必修
	整形外科学					1	1	必修
	リハビリテーション医学					1	1	必修

形成外科学					1		1	必修
皮膚科学					1		1	必修
腎泌尿器外科学					1		1	必修
眼科学					1		1	必修
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学					1		1	必修
放射線科学					1		1	必修
産科学・婦人科学					2		2	必修
麻酔科学					1		1	必修
臨床病理学					1		1	必修
救急医学					1		1	必修
選択制臨床実習					6	12	18	選択必修
自由選択制臨床実習						6	6	選択必修 (6単位修得)
まとめの講義						6.5	6.5	必修
合計	41	38.5	66	46	34.5	24.5	250.5	

【別記2】

改正後（案）

選択必修領域	数理リテラシーセミナー 機械学習・AI入門セミナー 時間生物学セミナー フィットネスセミナー カウンセリング&コーチングセミナー 日本語辞書入門セミナー	統計学セミナー 食品・栄養化学セミナー 運動生理実践セミナー プレゼンテーションセミナー 記憶の心理学セミナー	光学の基礎セミナー 生物化学セミナー スポーツ医学セミナー 英語リスニングセミナー 知的活動の技法セミナー
選択領域	コンピュータ利用法演習セミナー 地域医療の実践セミナー 医療経済学セミナー フランスセミナー	物理学演習セミナー 基礎医学セミナー 医療社会学セミナー	生体の構造と機能演習セミナー 日本近代医学史セミナー 国際保健セミナー

現行

選択必修領域	数理リテラシーセミナー 機械学習・AI入門セミナー 時間生物学セミナー フィットネスセミナー カウンセリング&コーチングセミナー	統計学セミナー 食品・栄養化学セミナー 運動生理実践セミナー プレゼンテーションセミナー 記憶の心理学セミナー	光学の基礎セミナー 生物化学セミナー スポーツ医学セミナー 英語リスニングセミナー 知的活動の技法セミナー
--------	--	---	---

	日本語辞書入門セミナー		
選択領域	コンピュータ利用法演習セミナー 地域医療の実践セミナー 医療経済学セミナー フランスセミナー	物理学演習セミナー 基礎医学セミナー 医療社会学セミナー	生体の構造と機能演習セミナー 日本近代医学史セミナー 国際保健セミナー

【別記3】

改正後（案）

科目名	単位数	必修・選択の別
英語Ⅰ	2	
英語Ⅱ	2	
英語Ⅲ	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
表現とコミュニケーション	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	
フランス語	2	
芸術論	2	選択

哲学	2	選択
基礎ゼミ	2	
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	1	選択
経営学	1	
情報処理技術	1	
情報活用論	1	
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害Ⅰ	2	
病態生理学／機能障害Ⅱ	2	
疾病論	2	
障がい論	1	

診断治療論	2	
薬理学	2	
医療人ガイダンス	1	
家族社会学	2	
公衆衛生学	2	
疫学	1	
社会福祉・社会保障論	2	
精神保健	2	2科目より1科目選択必修
臨床心理学	2	
保健行政論	2	
看護概論	1	
看護と倫理	1	
ヘルスアセスメント	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
生活機能学	2	
生活者について学ぶ	2	
生活者援助論	2	
看護システム論	2	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
地域生活看護学	1	

地域生活援助論	1	
地域生活援助論演習	1	
地域生活援助論実習 I	1	
地域生活援助論実習 II	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習	2	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習 I	1	
精神看護論実習 II	1	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	

成人治療看護論演習	1	
成人生活援助論実習	3	
成人治療看護論実習	3	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
老年生活援助論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
災害看護論	1	3科目より1科目選択必修
看護政策	1	
看護教育	1	
看護研究法Ⅰ	1	
看護研究法Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅰ	2	
生活看護論実習Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅲ	2	
生活看護論実習Ⅳ	2	

統合実習	2	
卒前インターンシップ	3	
助産概論	1	
助産診断・技術論	2	
助産診断・技術演習	2	
助産管理	2	
助産実習	8	
計97科目	計170単位	計130単位 (助産師コース選択のものは計145単位)

現行

科目名	単位数	必修・選択の別
英語 I	2	
英語 II	2	
英語 III	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
表現とコミュニケーション	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	

フランス語	2	
芸術論	2	選択
哲学	2	選択
基礎ゼミ	2	
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	1	選択
経営学	1	
情報処理技術	1	
情報活用論	1	
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害Ⅰ	2	
病態生理学／機能障害Ⅱ	2	

疾病論	2	
障がい論	1	
診断治療論	2	
薬理学	2	
医療人ガイダンス	1	
家族社会学	2	
公衆衛生学	2	
疫学	1	
社会福祉・社会保障論	2	
精神保健	2	2科目より1科目選択必修
臨床心理学	2	
保健行政論	2	
看護概論	1	
看護と倫理	1	
ヘルスアセスメント	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
生活機能学	2	
生活者について学ぶ	2	
生活者援助論	2	
看護システム論	2	

看護ヘルスアセスメント実習	2	
地域生活看護学	1	
地域生活援助論	1	
地域生活援助論演習	1	
地域生活援助論実習Ⅰ	1	
地域生活援助論実習Ⅱ	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習	2	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習Ⅰ	1	
精神看護論実習Ⅱ	1	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	

成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
成人生活援助論実習	3	
成人治療看護論実習	3	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
老年生活援助論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
災害看護論	1	3科目より1科目選択必修
看護政策	1	
看護教育	1	
看護研究法Ⅰ	1	
看護研究法Ⅱ	2	
生活看護論実習Ⅰ	2	
生活看護論実習Ⅱ	2	

生活看護論実習Ⅲ	2	
生活看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	3	
助産概論	1	
助産診断・技術論	2	
助産診断・技術演習	2	
助産管理	2	
助産実習	8	
計97科目	計170単位	計130単位 (助産師コース選択のものは計145単位)

【別記4】

(案) 理学療法学科

科目名	単位数	必修・選択の別
物理	1	
生物	1	2科目より1科目選択必修
化学	1	
基礎ゼミ	1	

心理学	1	
倫理学	1	
中国語	1	3科目より1科目選択必修
韓国語	1	
フランス語	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	選択
研究方法論	1	
健康科学	1	
教育学	1	
哲学	1	3科目より1科目選択必修
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学 I	2	

解剖学Ⅱ	2	
生理学Ⅰ	2	
生理学Ⅱ	2	
人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学Ⅰ	2	
運動学Ⅱ	2	
臨床心理学	1	
臨床神経学Ⅰ	1	
臨床神経学Ⅱ	1	
小児科学	1	
内科学Ⅰ	1	
内科学Ⅱ	1	
整形外科Ⅰ	1	
整形外科Ⅱ	1	
画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	
がんリハビリテーション学	1	

チーム医療演習	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	
理学療法概論	1	
作業療法概論	1	選択自由科目
理学療法研究論	1	
先端研究演習Ⅰ	1	
先端研究演習Ⅱ	1	
理学療法総合演習	2	
卒業研究	1	

認知症に対する作業療法	1	選択自由科目
スポーツと作業療法	1	選択自由科目
神経発達症と作業療法	1	選択自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	選択自由科目
理学療法評価学	2	
理学療法評価学演習Ⅰ	2	
理学療法評価学演習Ⅱ	1	
画像評価学演習	1	
身体機能解析学演習	1	
理学療法管理学	2	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
運動療法学	2	
呼吸循環代謝理学療法学	2	
運動器理学療法学	2	
小児理学療法学	2	
リハビリテーション工学	1	
物理療法学	1	
物理療法学演習	1	
リハビリテーション工学演習	1	

技師装具学	1	
技師装具学演習	1	
呼吸循環代謝理学療法学演習	1	
運動器理学療法学演習	1	
神経理学療法学	3	
神経理学療法学演習	1	
スポーツリハビリテーション学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	
地域理学療法学	1	
地域理学療法学演習	1	
高齢者理学療法学	2	
理学療法特倫	1	
臨床見学実習	1	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
臨床評価実習	4	
総合臨床実習Ⅰ	7	
総合臨床実習Ⅱ	8	
計102科目	計136単位	計124単位

作業療法学科

科目名	単位数	必修・選択の別
生物	1	
物理	1	2科目より1科目選択必修
化学	1	
基礎ゼミ	1	
心理学	1	
倫理学	1	
基礎英語	1	
コミュニケーション論	1	
中国語	1	3科目より1科目選択必修
韓国語	1	
フランス語	1	
グローバルコミュニケーション	1	
統計学	1	
情報処理技術	1	
認知科学	1	
研究方法論	1	
健康科学	1	

教育学	1	
哲学	1	3科目より1科目選択必修
社会学	1	
医療経済学	1	
医学英語	1	
解剖学 I	2	
解剖学 II	2	
生理学 I	2	
生理学 II	2	
人間発達学	2	
生理学実習	2	
運動学 I	2	
運動学 II	2	
臨床神経学 I	1	
臨床神経学 II	1	
小児科学	1	
内科学 I	1	
内科学 II	1	
整形外科学 I	1	
整形外科学 II	1	

画像診断解析学	1	
精神医学	1	
リハビリテーション概論	1	
医療専門職総論	1	
がんリハビリテーション学	1	
チーム医療演習	1	
臨床心理学	1	
運動学実習	1	
公衆衛生学	1	
臨床栄養学	1	
病理学	1	
老年医学	1	
救急医学	1	
臨床薬学	1	
先端リハビリテーション医学	1	
国際保健	1	
医療福祉連携論	1	
リハビリテーション医学	1	
国際リハビリテーション学	1	
作業療法概論	1	

理学療法概論	1	
基礎作業学	1	
作業療法評価学概論	1	
作業療法研究論	1	
基礎作業学実習Ⅰ	2	
基礎作業学実習Ⅱ	2	
作業療法研究演習Ⅰ	1	
作業療法研究演習Ⅱ	1	
作業療法管理運営学Ⅰ	1	
作業療法管理運営学Ⅱ	1	
作業療法総合演習	1	
卒業研究	1	
認知症に対する作業療法	1	選択自由科目
神経発達症と作業療法	1	選択自由科目
スポーツと作業療法	1	選択自由科目
緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	選択自由科目
身体障害系作業療法評価学・演習	2	
精神障害作業療法評価学・演習	2	
発達障害作業療法評価学・演習	2	
画像評価学演習	1	

高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1	
日常生活活動学	2	
日常生活活動学演習	1	
リハビリテーション工学	1	
義肢装具学	1	
アシスティブテクノロジー学	1	
スポーツリハビリテーション学	1	選択
発達障害作業療法治療学	2	
身体障害系作業療法治療学	2	
精神障害作業療法治療学	2	
精神障害作業療法演習	1	
高次脳機能障害作業療法演習	1	
身体障害系作業療法演習	1	
発達障害作業療法演習	1	
高齢期・内部障害作業療法学	2	
運動器疾患作業療法演習	1	
住環境学	1	
就労・就学支援論	1	2科目より1科目選択必修
在宅支援論	1	
地域作業療法学	2	

臨床見学実習	1	
臨床評価実習	3	
臨床地域リハビリテーション実習	1	
総合臨床実習Ⅰ	9	
総合臨床実習Ⅱ	9	
理学療法特論	1	
計104科目	計140単位	計127単位

【別記5】

改正後（案）

教室	数学、物理学、化学、生物学、心理学、英語、健康科学
講座	解剖学講座、生理学講座、医化学講座、薬理学講座、実験病理学講座、微生物学講座、iPS・幹細胞再生医学講座、iPS・幹細胞応用医学講座、衛生・公衆衛生学講座、法医学講座、内科学第一講座、内科学第二講座、内科学第三講座、心療内科学講座、神経内科学講座、精神神経科学講座、小児科学講座、外科学講座、心臓血管外科学講座、呼吸器外科学講座、脳神経外科学講座、整形外科学講座、リハビリテーション医学講座、形成外科学講座、皮膚科学講座、腎泌尿器外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、放射線科学講座、産科学・婦人科学講座、麻酔科学講座、臨床病理学講座、救急医学講座

現行

教室	数学、物理学、化学、生物学、心理学、英語、健康科学
講座	解剖学講座、生理学講座、医化学講座、薬理学講座、実験病理学講座、微生物学講座、iPS・幹細胞再生医学講座、iPS・幹細胞応用医学講座、衛生・公衆衛生学講座、法医学講座、内科学第一講座、内科学第二講座、内科学第三講座、心療内科学講座、神経内科学講座、精神神経科学講座、小児科学講座、外科学講座、心臓血管外科学講座、呼吸器外科学講座、脳神経外科学講座、整形外科学講座、リハビリテーション医学講座、形成外科学講座、皮膚科学講座、腎泌尿器外科学講座、眼科学講座、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、放射線科学講座、産科学・婦人科学講座、麻酔科学講座、臨床病理学講座、救急医学講座

【別記6】

改正後（案）

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性（助産）看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

現行

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性（助産）看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

【別記7】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円
施設設備費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
施設設備費（次年度以降）	1,100,000円	550,000円	550,000円

現行

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	2,400,000円	1,200,000円	1,200,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円
施設設備費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
施設設備費（次年度以降）	1,100,000円	550,000円	550,000円

【別記8】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,100,000円	550,000円	550,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

現行

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,100,000円	550,000円	550,000円
実験実習費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
実験実習費（次年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

【別記9】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
授業料	1,000,000円	500,000円	500,000円
実験実習費（入学年度）	60,000円	30,000円	30,000円
実験実習費（次年度以降）	60,000円	30,000円	30,000円

【別記10】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	1,000,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
教育充実費（次学年度以降）	500,000円	250,000円	250,000円

現行

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	1,000,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	1,000,000円	500,000円	500,000円
教育充実費（次学年度以降）	500,000円	250,000円	250,000円

【別記11】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	200,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
教育充実費（次学年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

現行

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	200,000円	—	—
教育充実費（入学年度）	300,000円	150,000円	150,000円
教育充実費（次学年度以降）	300,000円	150,000円	150,000円

【別記12】

改正後（案）

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金（入学時）	300,000円	—	—
施設設備費（入学年度）	400,000円	200,000円	200,000円
施設設備費（次学年度以降）	400,000円	200,000円	200,000円

【別記13】

改正後（案）

学部	入学定員	収容定員
医学部	110	660

現行

学部	入学定員	収容定員
医学部	110	660

【別記14】

改正後（案）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	122	122	110	110	110	110	110
収容定員	697	707	705	698	691	684	672

現行

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	122	122	110	110	110	110	110
収容定員	697	707	705	698	691	684	672

○関西医科大学リハビリテーション学部教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西医科大学学則第20章の規定に基づき、リハビリテーション学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(構成)

第2条 教授会は、リハビリテーション学部学部長（以下「学部長」という。）及びリハビリテーション学部教授をもつて構成する。

2 学長が必要と認めるときは、本学の他の教職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 教授会は、原則として毎月一回定例開催する。ただし、議長が必要であると認めたときは、臨時に開催することができる。

(定足数)

第4条 教授会は、学長を除く全員総数の構成員の過半数の出席によつて成立する。

2 出席者の定足数の算定にあたり、国外にある者については、構成員の定数に加えない。

3 第2条第2項の規定により出席した教職員については、定数に加算しないとともに、投票権の行使は認めない。

(審議事項)

第5条 教授会は、次の事項について審議又は協議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学部長の選考に関する事項
- (2) 学則制定、改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 教務・学生に関する事項
- (5) 入学に関する事項
- (6) 進級及び卒業に関する事項
- (7) 教育及び研究に関する事項
- (8) 教授、准教授、講師、助教の選考に関する事項
- (9) 海外出張に関する事項
- (10) 各委員会の設置・廃止並びに委員の選出に関する事項
- (11) その他学長、学部長の諮問する事項及び学長、学部長が教授会の意見を聴くことが必要と定める事項

2 教授会の議事は出席者の過半数の賛成を得たものをもって、これを教授会の意見とする。

3 学長が案件内容を決定する際には、必ずしも前項の意見に拘束されるものではない。

(議長)

第6条 教授会は、学長が議長となる。

(担当部署)

第7条 教授会の議事録作成並びに運営に関する事務は、リハビリテーション学部事務部がこれを担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。